

○農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱

昭和59年 9月14日59総 第 509号
最終改正 令和4年 4月12日 4地 第 3号

(趣 旨)

第1 農林水産業共同利用施設災害復旧事業に関する事務の取扱いについては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。）、共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書等の様式を定める件（昭和59年6月21日農林水産省告示第1396号。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条第3号の規定に基づき、共同利用施設に係る農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更を定める件（平成12年農林水産省告示第456号。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律の施行について（昭和59年5月11日付け59構改D第628号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号。以下「特例政令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(農事組合法人の要件)

第2 共同利用施設の所有者たる農事組合法人が施行通知第2の（2）の②のアに定める基準に適合するか否かの判断は、次式により行うものとする。この場合、経営規模の要件が2以上の経営部門について定められているとき、主たる経営部門について判定するものとする。

$$B / A \geq 1 / 3$$

A：農事組合法人の所在する市町村の区域内において、農業を営む者（組合員たる資格要件に、経営部門の要件がある場合には、当該経営部門を営むものに限る。）の総数

B：Aのうち、経営規模の要件（経営部門の要件がある場合には、経営規模の要件及び経営部門の要件）を満たす者の数

(共同利用者施設の種類)

第3 所有者の区分ごとの補助対象となる共同利用施設の種類は別表のとおりである。

(国庫補助対象となる災害復旧事業の選定要件)

第4 国庫補助の対象となる災害復旧事業は、第3の所有者の区分ごとの共同利用施設が暴風、こう水、高潮、地震その他の異状な天然現象により生じた災害によって必要を生じた災害復旧事業であつて、次に掲げるすべての要件を満たすものと

する。

- (1) 1箇所の工事費が40万円以上である等法に基づく災害復旧事業であることを都道府県知事（都道府県が所有する共同利用施設に係るものにあっては、地方農政局長（北海道にあっては危機管理・政策立案総括審議官、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。））。以下「都道府県知事等」という。）が確認したものであること。また、都道府県以外の者が所有する共同利用施設については、当該共同利用施設に係る災害復旧事業につき、都道府県が補助を行うものであること。
- (2) 災害を受けた共同利用施設の最近1箇年の利用状況から判断して、当該共同利用施設の運営がその設置目的に沿つていること及び当該共同利用施設の利用者にとってその復旧が必要であることを都道府県知事等が確認したものであること。
- (3) 災害を受けた共同利用施設の最近1箇年の利用状況が、次に掲げる場合に該当しないものであること。
- ア 農業協同組合法、森林組合法、水産業協同組合法その他の法令の趣旨に違反して運営されていると認められる場合
- イ 令第1条の2第2号に掲げる者（以下「法人」という。）及び同条第3号に掲げる者（以下「地方公共団体」という。）以外の者が所有する共同利用施設にあっては、その所有者の組合員総数の10分の1以下の組合員が総利用量の2分の1以上を利用している場合
ただし、支所等のように当該共同利用施設を利用する組合員が特定の地域に限定されている場合は、前記比率の算定は、当該地域内の組合員数を組合員総数とみなして行うものとする。
- ウ 法人又は地方公共団体が所有する共同利用施設にあっては、農業、林業又は水産業を営む者以外の者の利用量が総利用量の5分の1を超えている場合
- エ 次に掲げる者が所有する共同利用施設にあっては、非組合員の利用量の総利用量に対する割合がそれぞれ次に掲げる割合を超えている場合
- a 農業協同組合又は農業協同組合連合会が所有するものについては5分の1
- b 森林組合又は森林組合連合会が所有するものについては2分の1
- c 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が所有するものについては2分の1
- d 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会が所有するものについては5分の1

（災害復旧事業費の算定方式）

第5 災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業費の算定は、次式により行うものとする。

$$AB(1 - NL) - M$$

A（数量）：当該共同利用施設の被災箇所の面積（機械器具にあっては

- 台数、堆積土砂排除にあってはその排除すべき土砂の量等)
- B(単価) : 当該共同利用施設の被災箇所を復元するための数量当たり単価
- N(経過年数) : 当該共同利用施設の建設(機械器具にあっては使用開始)後の経過年数(1年未満の端数を切り捨てたもの)
- L(償却率) : 当該共同利用施設の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める年数に1.4を乗じて得た年数(1年未満の端数を切り捨てたもの))に対応する大蔵省令別表第7又は第8に定める定額法による償却率
- M(残存物件の価額) : 残存物件について時価で評価した価額

(災害復旧事業費の特例)

第6 次に掲げるものの災害復旧事業費は、第5の規定にかかわらず、それぞれの定めるところによるものとする。

- (1) 現に使用中の農業倉庫で建設後の経過年数が大蔵省令で定める年数の1.4倍を超えるものであつても、建設後の経過年数が満50年を経過していないものは、その再取得費(その共同利用施設を新設するとした場合の見積額をいう。以下同じ。)の10%相当額を限度としてAB-Mの算式により算出した額を当該農業倉庫の災害復旧事業費とする。
- (2) 第5の規定により算出した災害復旧事業費が当該共同利用施設の再取得費の20%未満となるときは、当該再取得費の20%相当額をもつて当該共同利用施設の災害復旧事業費とする。
- (3) 被害程度が軽微な場合において復旧費が当該共同利用施設の再取得費の20%未満の場合には、その額をもつて当該共同利用施設の災害復旧事業費とする。

(一施設の取扱い)

第7 一施設の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 同一敷地内にあり、同一作業系列をなす数個の施設については、それぞれの施設を合わせて一施設とみなす。
- (2) かき、のり、真珠等の養殖施設については、一連した筏又はひびをそれぞれ一施設とみなす。
- (3) 主水路に設置される水路工作物等の施設にあっては、両岸のそれぞれの施設を合わせて一施設とみなす。
- (4) 支水路に設置する水路工作物等の施設にあっては、当該工作物が両岸(ただし、150メートル以内)に設置されている場合においても、その両岸の施設を合わせて一施設とみなす。
- (5) 建設物に付随する機械(装置)は、一括して一施設とみなす。この場合、

機械（装置）は、原則として固定的なものとし、備品消耗品等については補助の対象としない。

- (6) 共同利用施設に付属する専用事務室は、当該共同利用施設の一部として取り扱うものとする。

(土砂の流入、流失災害の取扱い)

第8 流入土、流失土のみの災害については、その土地がそのままの状態では、利用不可能な場合に限り、利用可能な程度までの土砂の搬出、搬入を災害復旧事業と認めるものとする。

(付帯工事費の取扱い)

第9 災害復旧事業のための工事費には、災害を受けた共同利用施設の残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費等を付帯工事費として算入するものとする。

(災害報告)

第10 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において共同利用施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法で地方農政局長に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の災害が発生したときは、その被害概況について農林水産業共同利用施設被害概況報告書（別紙様式第1）を作成し、災害発生後7日以内に、地方農政局長に報告するものとする。

(査定)

第11 査定は、原則として実地に行うものとするが、申請額が500万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地農業事務所等において机上で査定を行うことができる。

この場合には、写真、計画概要書等により被災の事実、被災の程度を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。

(査定結果の報告)

第12 地方農政局長は、第11の査定を終了したときは、その結果について、農林水産業共同利用施設災害復旧事業査定表（別紙様式第2）を作成し、査定終了後15日以内に、危機管理・政策立案総括審議官に報告するものとする。

(保留)

第13 災害復旧事業の採択に当たり、当該災害復旧事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、採択を保留するものとする。

- (1) 1箇所の工事費が2億円以上となる場合
(2) 当該事業の採否について事務上又は技術上更に検討する必要がある場合
(3) 他の関係省庁と協議を要する場合
2 保留箇所については、地方農政局長は査定終了後15日以内に、危機管理・

政策立案総括審議官に協議し、その同意を得なければならない。

- 3 危機管理・政策立案総括審議官に協議する場合は、保留箇所別調書（別紙様式第3）を作成し、これを添付するものとする。

（林業関係施設及び水産業関係施設に係る読み替え）

第14 本要綱第4の（1）中「地方農政局長（北海道にあつては危機管理・政策立案総括審議官、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）とあり、第10の1及び2、第12並びに第13の2中「地方農政局長」とあるのは、林業関係施設に係るものにあつては「林野庁長官」と、水産業関係施設に係るものにあつては「水産庁長官」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表（補助対象共同利用施設一覧表）

1 令第1条の2第三号に掲げる者（地方公共団体）以外の者が所有する共同利用施設

令第1条の3に定める共同利用施設	内訳
農林水産物（その加工品を含む）倉庫	農産物共同集積倉庫、農業倉庫、カントリーエレベーター、乾繭倉庫、木炭倉庫その他の農林水産物及び製品倉庫
農林水産業用生産資材倉庫	肥料倉庫、種苗倉庫、飼料倉庫その他の農林水産業の生産に供する資材倉庫
農林水産物処理加工施設	缶瓶詰製造施設、漬物施設、ライスセンター、精米麦施設、わら工品施設、製粉製麵施設、みそ・しょうゆ製造施設、でん粉製造施設、水あめ製造施設、製茶施設、搾油施設、はつか蒸留及び精製施設、冷凍乾燥野菜製造施設、果実加工施設、乾繭施設、組合製糸施設、牛乳処理施設、乳製品製造施設、と畜場、食肉利用施設、食鳥共同処理施設、鶏卵共同処理施設、羊毛加工施設、木材加工施設、特用林産物処理加工施設、水産物処理加工施設
農林水産業用生産資材（堆肥その他の自給的資材に限る。）製造施設	床土製造施設、堆肥製造施設、飼料製造施設
共同作業場	共同荷造場、共同荷さばき所、集出荷施設、農林産物共同選別所、肥料配合施設、飼料配合施設、すり脱穀場、稚蚕共同飼育所、家畜薬浴施設、家畜計量施設、染網場、干場（漁具、水産物）
産地（水揚地を含む。）市場施設	青果市場、花き市場、家畜市場、木材市場、乾しいたけ市場、魚市場
種苗生産施設	農林水産業用育苗施設、共同催青施設、種菌培養施設、種苗採捕施設

令第1条の3に定める 共同利用施設	内 訳
家畜繁殖施設	家畜人工授精施設、家畜受精卵移植施設、ふ卵育雛施設
共同放牧施設	共同放牧場にある施設
養殖施設	真珠、かき、ほたて貝等の養殖施設、養殖蓄養池（ふ化室、養殖管理室、池、堤防、水路、水門、調飼室を含む。）
農林水産業用機具（漁船を含む。）修理施設	
通信施設	共同通信施設、無線放送施設、陸上無線通信施設、陸上無線電話施設、気象信号所
電気供給施設	発電施設、配電施設、充電施設
製氷冷凍冷蔵施設（貯氷施設を含む。）	
給水施設	
給油施設	
林産物搬送施設	モノレール、索道施設、集材施設（集材機、シラ）
家畜診療施設	
公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下同じ。）	廃棄物処理施設、排水処理施設、家畜ふん尿処理施設
鳥獣侵入防止施設	鳥獣の侵入を防止するための柵

2 令第1条の2第三号に掲げる者（地方公共団体）が所有する共同利用施設

令第1条の3に定める 共同利用施設	内 訳
種苗生産施設	農林水産業用育苗施設、共同催青施設、種菌培養施設、種苗採捕施設
家畜繁殖施設	家畜人工授精施設、家畜受精卵移植施設、ふ卵育雛施設
共同放牧施設	共同放牧場にある施設
公害防止施設	廃棄物処理施設、排水処理施設、家畜ふん尿処理施設
鳥獣侵入防止施設	鳥獣の侵入を防止するための柵

3 特例政令第3条に掲げる者（地方公共団体）が所有する水産物市場施設

特例政令第3条に定め る水産物市場施設	内 訳
産地（水揚地を含む。） 市場施設	魚市場

別紙様式第1

農林水産業共同利用施設被害概況報告書（第10関係）

県（都道府）

災害名 及び 発生年月日	被災施設名 及び 所在地	所有主体名 及び 所在地	被災概況 (被災箇所及び被災程度等)	被害額 (千円)	令第1条の 3に定める 施設名	補助金申 請予定の 有無

注 「漁港漁場整備法」（昭和25年法律第137号）第17条、第18条若しくは第19条に定める特定漁港漁場整備事業、「水産物供給基盤整備事業等実施要領」（平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）に定める水産流通基盤整備事業若しくは水産生産基盤整備事業（平成22年度以前の事業にあっては、地域水産物供給基盤整備事業又は広域漁港整備事業とする。以下同じ。）又は「農山漁村地域整備交付金実施要綱」（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）に定める水産物供給基盤整備事業により整備した産地市場施設がある場合には、上表の「災害名及び発生年月日」以外の各欄に上段括弧書き（内書き）で記載すること。

別紙様式第2

農林水産業共同利用施設災害復旧事業査定表（第12関係）（実地・机上）
 (令和 年 月 日査定) 県(都道府)

1 査定者

	所 属	氏 名	氏 名	氏 名
農林水産省	局(庁) 課			
	局(庁) 課			
財務省	財務局 課			
	財務局 課			
その他	部 課			

2 災害等名

災害名		災害発生日	令和 年 月 日
-----	--	-------	----------

3 事業主体

主 体 名		所 在 地	
-------	--	-------	--

4 対象施設
の概要

施設名		所 在 地	(旧市町村名)
建設(又は 使用開始) 年月日	年 月 日	取得年月日	年 月 日
規 模		構 造	
能 力		機械器具の 種類及び台 数	
台帳価格	円	現在評 価額	円 認定機関 名

5 利用状況

総利用量 (A)	農(林・水 産)業者利用 量 (B)	組合員利用量 (C)	(B) / (A)	(C) / (A)
			%	%
利用者総数 (D)	利用組合員数 (E)	組合員総数 (F)	(E) / (F)	
人	人	人		%
特定少數組合員の独占利用の有無				

6 災害復旧事業費

区分	被災箇所	査定数量 面積 台数等 G	査定単価 H	事業費 経年前 I	経過年数 J	償却率 K	残存物件の 価額 L	事業費 経年後 M	再取得額 N
(例)			円	円	年		円	円	円
工事費									
建物									
倉庫									
⋮									
工作物									
⋮									
機械器具									
⋮									
堆積土砂排除									
⋮									
補助対象経費計									
工事雑費									
事務雑費									
査定事業費							円		
申請復旧額							円		

注 「漁港漁場整備法」第17条、第18条若しくは第19条に定める特定漁港漁場整備事業、「水産物供給基盤整備事業等実施要領」に定める水産流通基盤整備事業若しくは水產生産基盤整備事業又は「農山漁村地域整備交付金実施要綱」に定める水産物供給基盤整備事業により整備した産地市場施設がある場合には、上表3~6の各欄に上段括弧書き（内書き）で記載すること。

7 参考事項

[]

別紙様式第3

保留箇所別調書（第13関係）

県（都道府）

査定者	農林水産省	局(庁)課	氏名		
	財務省	財務局課	氏名		
災害名			発生年月日	令和 年 月 日	
事業主体名			所在地		
施設名			所在地		
被災状況			工事概要		
申請復旧額	円		仮決定事業費	円	
保留原因					
問題点等					
調査官意見					
立会官意見					

注1 本表は、保留箇所ごとに別葉として作成するものとし、各箇所ごとに査定表、仮査定設計書（計画概要書に査定箇所を朱書したもの）、添付図面及び写真等の資料を添付すること。なお、当該施設の被災状況及び復旧計画が判明できる平面図を作成し、その余白に標準断面図（被災前、被災後、復旧）を記入し、必要な写真を貼付すること。

- 2 被災状況・・・被災施設の略歴、被災原因、被災箇所及び被災の程度を簡明に記入すること。
- 3 工事概要・・・工事の内容が判明するよう具体的にその概要を記入すること。なお、申請工法と仮決定工法が同一である場合においては「申請に同じ」とのみ記入すること。
- 4 問題点等・・・保留となった問題点を詳細に列挙するほか、保留事由に關係する法令、事務取扱要綱等の条項を必ず明記すること。なお、事務取扱要綱第13の（1）による保留は「要綱第13の（1）によるもの」とのみ記入すること。
- 5 「漁港漁場整備法」第17条、第18条若しくは第19条に定める特定漁港漁場整備事業、「水産物供給基盤整備事業等実施要領」に定める水産流通基盤整備事業若しくは水生産基盤整備事業又は「農山漁村地域整備交付金実施要綱」に定める水産物供給基盤整備事業により整備した産地市場施設がある場合には、上表のうち、「事業主体名」、「所在地」、「施設名」、「被災状況」、「工事概要」、「申請復旧額」、「仮決定工事費」及び「保留原因」の各欄に上段括弧書き（内書き）で記載すること。

